

6. 10. 19
3146

② 坂田硝子工場争議 (九月三十日)

名古屋市中区可保町一丁目

労使者 三三名

参加者 全員

事業不振ノ為メ九月二十三日全員ニ対シ一ヶ月就業十五日(半休)ヲ發表シ各ニ因リ各月要求書提出ト共ニ
総聯合名古屋硝子工組会 庶務一ノ下ニ争議ニ入りタルガ
労資折衝 結果十月六日同満解決ス

要 求 事 項

一 十月三十日迄ノ就業ヲ認メラレタル

一 皆勤手当ハ従前通りトサレタル

一 十月十日ノ公休日自給ハ従前通り支給サレタル

一 休日ノ合費由十割支給サレタル

× 作業員出立ノ要否